

マイナポイント(健康保険証)事業にかかる特約(2022年6月30日版)

第1条 目的

1. 本特約は、マイナポイントの活用により、消費の活性化、生活の質の向上、マイナンバーカードの普及促進および官民キャッシュレス決済基盤の構築を行うことを目的とするマイナポイント事業(以下、「本事業」といいます。)において、第3条に定める対象会員が、マイナンバーカードを健康保険証として利用するための申込にかかるマイナポイントを株式会社バローホールディングス(以下、「当社」といいます。)が発行する前払式支払手段である Lu Vit 電子マネーにて加算するサービス(以下、「本サービス」といいます。)の提供を行うにあたっての基本的事項を定めることを目的とするものです。
2. 対象会員は、ルビットカード会員規約に付随する特約として、本特約および別紙の内容を承認のうえ、本特約に基づき本サービスの提供を受けるものとします。また、本サービスの提供を受けるにあたっては、本特約のほか、ルビットカード会員規約に付随する規約、特約ならびに同意事項等(以下、「利用規約等」といいます。)の Lu Vit 電子マネーおよび本サービスの提供に必要な規約等が適用されるものとします。

第2条 定義

- (1) 「マイナンバーカード」とは、行政手続における個人を識別するための番号利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードのことをいいます。
- (2) 「マイキーID」とは、マイナンバーカードのマイキー部分(ICチップの空き領域と公的個人認証の部分)のうち、公的個人認証サービスに対応して申請者が任意で作成する、一意性が確保されたIDであり、マイナポイントの加算を行うために、本人を認証する識別子として必要になるものをいいます。
- (3) 「マイキープラットフォーム」とは、マイナンバーカードのマイキー部分を活用して、マイナンバーカードを各種サービスの利用にかかる共通の手段とするための共通情報基盤をいいます。
- (4) 「マイナポイント」とは、対象決済事業者が、対象キャッシュレス決済サービスで利用可能なポイント等を所定の要件で所定の対象者に加算する場合における当該ポイント等をいいます。
- (5) 「キャッシュレス決済サービス」とは、電子マネー、QRコード決済、クレジットカード等、一般的な購買に繰り返し利用できる電子的な決済サービスをいいます。
- (6) 「事務局」とは、国が指定する本事業を運営する法人(原則として、一般社団法人環境共創イニシアチブ事務局または一般社団法人キャッシュレス推進協議会)をいいます。
- (7) 「登録決済事業者」とは、本事業に関して事務局に登録された、キャッシュレス決済サービスを提供する事業者をいいます。
- (8) 「対象キャッシュレス決済サービス」とは、登録決済事業者が提供するキャッシュレス決済サービスのうち、マイナポイントの申込みにあたり、申請者が選択したキャッシュレス決済サービスをいいます。
- (9) 「対象決済事業者」とは、対象キャッシュレス決済サービスを提供する事業者をいいます。
- (10) 「申請者」とは、マイナンバーカードの保有者であって、マイキーIDの設定を行った者のうち、本サービスを希望する者および一つの対象キャッシュレス決済サービスを選択して本サービスの申請を行った者を総称していいます。
- (11) 「オンライン資格確認実施機関」とは、特別民間法人社会保険診療報酬支払基金または公益社団法人国民健康保険中央会を総称していいます。
- (12) 「医療保険者等」とは、高齢者の医療の確保に関する法律第7条第2項に規定する保険者または同法第48条に規定する後期高齢者医療広域連合を総称していいます。

第3条 対象会員

下記の各号をすべて満たすルビットカード会員規約第2条第8号に定める会員(以下、「会員」といいます。)である申請者は、対象会員となります。

マイナポイント(健康保険証)事業にかかる特約

- (1) ルビットカード会員規約第 2 条第 15 号に定める会員情報登録済会員
- (2) 当社が定める期限(以下、「申込期限」といいます。)内に、事務局所定の方法で、Lu Vit 電子マネーを対象キャッシュレス決済サービスとして登録が完了した会員
- (3) 当社が定める期限(以下、「確認期限」といいます。)内に、当社に対して、マイナポータル(国が各種申請や届出の各種情報提供、電子申請等のサービスを提供するウェブシステムをいいます。)またはマイキープラットフォームによる申込その他国所定の方法により、マイナンバーカードを健康保険証として利用することの申込をした旨の情報(以下、「申込完了情報」といいます。)の連携があり、当社が申込完了情報の確認ができた会員

第4条 マイナポイント加算

1. 当社は、対象会員にかかる申込完了情報の連携をうけた場合、対象会員の Lu Vit 電子マネー残高へ、本サービスのマイナポイント加算額に相当する Lu Vit 電子マネー7,500 円相当額分を加算することでマイナポイントの加算を行います。
2. 当社は、原則として、当週の月曜日から日曜日までに連携を受けた申込完了情報に基づき、翌週の木曜日にマイナポイント加算を行います。
3. 当社は、前項のマイナポイント加算が完了できなかった場合、加算の対象となる Lu Vit 電子マネー残高に、加算ができなかった日の次の月曜日以降毎週月曜日に、加算が完了するまで、毎週 1 回最大 4 回の加算を試みます(以下、「再加算」といいます。)。当社は、再加算を実施してなおマイナポイント加算が完了できなかった場合(以下、「再加算不可の場合」といいます。)、以降再加算を行いません。
4. 当社は、対象会員が、ルビットカード会員規約による退会の場合、マイナポイント加算を行いません。
5. 当社は、マイナポイント加算の取扱いおよび取扱いの変更についてルビットカードホームページ(<http://valorcard.jp/luvitcard/>、(以下、「ホームページ」といいます。))にて案内します。
6. 対象会員を含む申請者は、マイナポイント利用規約および対象決済事業者が定める方法に従って申し込みを行い、対象キャッシュレス決済サービスの登録が完了した場合には、原則として、登録した対象キャッシュレス決済サービスを変更することはできません。
7. 第三者によるマイキーID または対象キャッシュレス決済サービスの登録が行われた場合および申請者がマイキーID の登録または対象キャッシュレス決済サービスの登録において誤った情報を登録することその他登録手続の不備があった場合において、対象決済事業者、国および事務局(以下、「国等」といいます。)は、当該申請者に対してマイナポイントを加算する義務を負わず、その他当該登録に関する責任も負わないものとします。

第5条 マイナポイント加算ができない場合

1. 以下に掲げる場合には、マイナポイント加算が行われないものとします。なお、国等および当社は、以下に掲げる場合に該当するおそれがあると判断した場合には、マイナポイントの加算を停止することがあります。
 - (1) システム障害等によりマイナポイントの加算または対象キャッシュレス決済サービスの提供を停止している場合
 - (2) マイナポイント加算の上限額に達している場合
 - (3) マイナポイントを加算することで当該決済手段の上限額を超えてしまう場合(当該超過部分について加算が行われない。)
 - (4) 第 8 条第 4 項に定める不当な取引等その他本特約等または対象キャッシュレス決済サービスにかかる利用規約等に違反する取引または行為があった場合
 - (5) 当社が利用規約等または本特約その他ガイドライン等でマイナポイントの加算を行わない場合と定めている場合

マイナポイント(健康保険証)事業にかかる特約

- (6) 国が定めるマイナポイント利用規約に規定するマイナポイントを加算することができない事由に該当する場合
2. 当社は、前項によりマイナポイントの加算が行われない場合であっても、当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、これにより生じた損害について責任を負わないものとします。

第6条 マイナポイントの加算状況の確認

1. 対象会員は、バローグループ・ルビットアプリおよびLu Vit カード会員メニューの「電子マネーご利用明細」で、加算されたマイナポイントであるLu Vit 電子マネーの加算状況(加算名称、加算日時、加算マイナポイント相当金額)をご確認いただけます。
2. 対象会員は、加算されたマイナポイントに誤りがあること、加算されるべきマイナポイントが加算されていないこと、または自己に加算されるべきマイナポイントが第三者に加算されていることを知った場合には、直ちに別紙に定める問合せ先にお電話にてその旨を申出るものとします。この場合、当社は、当該申出にかかる誤り等を認めた場合であって、当該誤り等の是正が必要と判断した場合には、速やかにマイナポイント加算の訂正や誤って加算されたマイナポイントの取消等の措置を講ずることとします。なお、当該申出の最終期限は別紙に定めます。当社は最終期限経過後は、当該申出に一切対応できません。

第7条 加算の取消

1. 当社は、マイナポイントの加算を行った場合に、当該加算にかかる申込完了情報が本サービスの適用対象外であることや国または事務局より補助金返還が命ぜられた部分に相当することが判明したとき、または第5条第1項各号に該当することが判明したときは、対象会員に対するマイナポイントの加算を取消します。また、第6条第2項後段に該当する場合には、誤って加算されたマイナポイントを取消することがあります。
2. 前項に定めるときに、当該対象会員に加算されたマイナポイントが既に物品等の購入にかかる決済に使用される等により取消することができない場合には、当社は、当該対象会員に対し、加算されたマイナポイント相当額の金銭の支払を請求することができるものとします。
3. 第1項の取消は、当社または国および事務局の判断に基づき行われるものとします。ただし、当該取消しが行われたことにより、対象会員に損害等が生じた場合であっても、当社、国および事務局は自らの責めに帰すべき事由による場合を除き、責任を負わないものとします。

第8条 不当な取引その他の禁止行為

1. 対象会員は、以下の各号に掲げる取引(以下、「不当な取引」といいます。)を行ってはならないものとします。ただし、第1号から第3号については、マイナポイント利用規約に基づき法定代理人が本人に代わって登録する場合は除きます。
 - (1) 他人のキャッシュレス決済サービスを用いて、自己がマイナポイント加算(決済手段とマイキーIDの紐づけを含む。以下本項において同じ。)を受け、あるいは、当該他人以外の第三者にマイナポイントの加算を受けさせること
 - (2) 他人に加算されたマイナポイントを使用すること
 - (3) 他人のマイナンバーカードを用いてマイナポイントの加算を受けること
 - (4) 架空のマイナンバーカードの利用、マイキープラットフォームへのサイバー攻撃やマイキープラットフォームのバグ、エラー、脆弱性の利用等によって、マイナポイントの加算を受ける要件を満たさないうちにかかわらず、マイナポイントの加算を受けること
 - (5) その他国、事務局が、マイナポイント制度の趣旨に照らして不当であると判断した方法によりマイナポイントの加算を受け、または使用すること
2. 対象会員は、前項に定める取引のほか、以下の各号に定める取引または行為を行ってはならないも

マイナポイント(健康保険証)事業にかかる特約

のとします。ただし、第1号については、マイナポイント利用規約に基づき法定代理人の決済手段に登録する場合は除きます。

- (1) 他人の決済手段を対象キャッシュレス決済サービスとして登録すること
 - (2) マイナポイントの加算を受けることができる地位について、第三者に譲渡、移転、その他の処分をすること
 - (3) 国、事務局および対象決済事業者が運営するシステム等への不正アクセス、本事業の運営に関するシステム等に過度な負荷をかける行為その他本事業の運営を妨害し、または妨害するおそれのある行為
 - (4) その他前各号に準じる行為
3. 前2項の定め違反した場合は、当社は、何らの通知または催告を行うことなく、第7条に基づくマイナポイント加算の取消し、当該対象会員に加算されたマイナポイントすべての取消しおよび当該対象会員のマイナポイントの加算を受けることができる資格の取消しを行うことができるものとします。また、当社は、利用規約等に基づき、Lu Vit 電子マネーおよびルビットポイントにかかるサービス(以下、「Lu Vit 電子マネー取引」といいます。)の利用停止、会員資格等の取消しその他当社が定める措置を行うことがあります。
4. 不当な取引および第2項に定める取引もしくは行為(以下、「不当な取引等」といいます。)やそのおそれが生じたこと、利用規約等もしくは本特約に違反する行為または対象会員の責めに帰すべき事由により、当社、国または事務局その他第三者に損害が生じた場合には、対象会員は、当該損害額に相当する金額を賠償するものとします。

第9条 取引等の調査等

当社は、不当な取引等またはマイナポイントの不正もしくは不適切な利用が行われたおそれがあると判断した場合に、当該取引または利用等を行った対象会員について、マイナポイントの加算、使用状況や Lu Vit 電子マネーの利用履歴や問い合わせ履歴その他不当な取引等またはマイナポイントの不正もしくは不適切な利用の判断に必要となる情報を調査します。この場合、対象会員は、当社が、対象会員に対し、電話、メール、訪問を行う方法その他の方法により不当な取引等またはマイナポイントの不正もしくは不適切な利用の存否等に関する調査を行うことを承諾するものとし、当社からの問合せに応じること、不当な取引等またはマイナポイントの不正もしくは不適切な利用を行ったか否かに関する必要な回答をすることその他当社による調査に対して必要な協力を行うものとします。

第10条 不当な取引等における事務局等への届出・通知等

対象会員は、不当な取引等、マイナポイントの不正もしくは不適切な利用を行い、またはこれらのおそれがあると当社が判断した場合、当社が国または事務局に、以下の各号に掲げる事項を届け出ること、ならびに届け出された情報が国、事務局、当社以外の登録決済事業者、登録決済事業者の加盟店、オンライン資格確認実施機関、医療保険者等およびそれらの委託先に対して、マイナポイントの加算等本事業の遂行および不当な取引等の防止またはマイナポイントの不正もしくは不適切な利用の防止または健康保険証利用における不正(本事業に関するものに限り、以下同じです。)の防止のために提供されることに同意します。

- (1) 当該申請者の氏名、住所、電話番号、メールアドレス、性別、生年月日等の個人情報
- (2) 不当な取引等、マイナポイントの不正もしくは不適切な利用またはこれらのおそれがある取引または利用等を行った日時、当該取引または利用等の内容
- (3) 当該対象会員の Lu Vit 電子マネー取引の利用履歴、問い合わせ履歴のうち、不当な取引等、マイナポイントの不正もしくは不適切な利用またはこれらのおそれがある取引または利用等に関する情報
- (4) 不当な取引等、マイナポイントの不正もしくは不適切な利用またはこれらのおそれがあると判断した理由に関する情報

マイナポイント(健康保険証)事業にかかる特約

- (5) 不当な取引等、マイナポイントの不正もしくは不適切な利用またはこれらのおそれがある取引または利用等を行った対象会員への対応の内容
- (6) その他、不当な取引等、マイナポイントの不正もしくは不適切な利用またはこれらのおそれがある取引または利用等に関して前項に基づく調査により取得した情報

第11条 利用停止等

1. 当社は、以下の各号のいずれかの事由が生じた場合には、当該対象会員に対して何らの通知または催告を行うことなく、マイナポイント加算の停止もしくは Lu Vit 電子マネー取引の提供の全部または一部の停止または中断をすることができるものとします。
 - (1) 国、事務局が運営するシステム等の不具合、通信回線の障害、第三者による不正アクセス等によって生じた障害などのシステムトラブルに起因して、本サービスまたは Lu Vit 電子マネー取引の提供ができない場合
 - (2) 地震、落雷、風水害、停電、天災地変などの不可抗力により、本サービスまたは Lu Vit 電子マネー取引の提供ができない場合
 - (3) マイナポイントの加算または Lu Vit 電子マネー取引にかかるシステム等の点検または保守作業を行う場合
 - (4) 国等および当社が第5条第1項各号に掲げる場合に該当する、または該当するおそれがあると判断した場合
 - (5) その他当社が本サービスまたは Lu Vit 電子マネー取引の提供の停止または中断が必要であると判断した場合
 - (6) 国等が本事業の実施を停止、または中断した場合
2. 当社は、前項に基づく本サービスもしくは Lu Vit 電子マネー取引の提供の停止または中断により対象会員に生じた損害について、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、責任を負わないものとします。

第12条 免責

1. 当社および国等は、第三者がマイキーID および暗証番号を利用して本サービスの申込みを行った場合には、当該申込みに基づく本サービス利用の登録は、当該マイキーID にかかる本人による登録とみなし、当該申込みを行った者による Lu Vit 電子マネーの利用等により当該マイキーID にかかる本人に損害が生じた場合においても、責任を負わないものとします。
2. Lu Vit 電子マネー取引の加盟店、他の登録決済事業者およびその加盟店、事務局ならびに国等、当社以外の第三者に起因する事情に基づいて生じた対象会員の損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。

第13条 本特約の改定

1. 対象会員は、本サービスが国の施策である本事業の一環として行われるものであり、本事業の内容の変更または具体化等の事情により、随時変更される可能性のあるサービスであることを承諾するものとします。
2. 当社は、本サービスの対象期間中に、必要に応じて、本特約および本サービスの内容を変更できるものとします。また、本特約および本サービスの内容の変更は、ホームページへの公表により効力を生ずるものとします。

第14条 情報提供

1. 対象会員は、当社が第1号記載の目的を達成するために必要な範囲で、第2号記載の個人情報を取扱うことに同意します。

(1) 利用目的

- ① 本事業の運営、本サービスおよび Lu Vit 電子マネー取引を提供するため
- ② 不当な取引等の検知、予防および不当な取引等が行われた場合の処理を行うため
- ③ 本事業および本サービスに関する通知、案内等を行うため
- ④ 対象会員からの問合せ等に対して適切に対応するため
- ⑤ 事務局に対する、本事業の精算業務のため

(2) 個人情報の項目

- ① 氏名、住所、電話番号、メールアドレス
 - ② Lu Vit 電子マネー取引にかかる会員番号等会員を特定する情報
 - ③ Lu Vit 電子マネー取引の利用履歴、残高等の利用状況
 - ④ 加算されたマイナポイントの額その他の本サービスにかかる利用状況
 - ⑤ 第 9 条に基づく調査等により取得した情報
2. 対象会員は、当社が国、登録決済事業者、登録決済事業者の加盟店、オンライン資格確認実施機関および医療保険者等およびそれらの委託先に対して本事業の実施、第 10 条に定める不当な取引等を行った者の特定および不当な取引等の防止、補助金交付にかかる手続きのために、前項 2 号に定める事項について提供すること、健康保険証利用における不正の防止のため、第 10 条各号に定める事項について提供することに同意します。また、対象会員は、当社が本事業の実施、第 10 条に定める不当な取引等を行った者の特定および不当な取引等の防止、補助金交付にかかる手続きのために必要な範囲内で、国、事務局、登録決済事業者、登録決済事業者の加盟店およびそれらの委託先から申請者の個人関連情報(取引を特定するための ID 等、マイナポイントの加算履歴等)を取得し、個人データとして利用することに同意するものとします。
3. 当社は、第 1 項第 1 号の目的にかかる業務を第三者に委託する場合、当該委託に基づき同項第 2 号の個人情報を当該委託先に提供することがあります。
4. 前各項に定めるほか、本サービスに関する個人情報が、当社が Lu Vit 電子マネー取引に関して定める個人情報の取扱いに関する条項に従い取扱われることがあります。

第15条 本特約に定めのない事項等

本特約に規定のない事項および加算されたマイナポイントについては、利用規約等によるものとします。

第16条 問合せ先

本サービスにかかる問合せ、苦情等は、別紙に定める問合せ先に対して行うものとします。

第17条 読替え

1. 対象会員がルビットギフトを保有する場合、本特約における「ルビットカード会員規約」は「ルビットギフト利用規約」、「ルビットポイントサービス規約」は「ルビットポイントサービス規約(ルビットギフト用)」とそれぞれ読替えます。
2. 対象会員がトクモリ ルビットカードを保有する場合、本特約における「ルビットカード会員規約」は「ルビットカード会員規約(トクモリ ルビットカード用)」、「ルビットポイントサービス規約」は「ルビットポイントサービス規約(トクモリ ルビットカード用)」とそれぞれ読替えます。

別紙

Lu Vit 電子マネーにおけるマイナポイント(健康保険証)についての取扱い

マイナポイント事業において、本特約第 3 条に定める対象会員が、マイナンバーカードを健康保険証として利用するための申込にかかるマイナポイントを株式会社パローホールディングス(以下、「当社」といいます。)が発行する前払式支払手段である Lu Vit 電子マネーにて加算するサービス(以下、「本サービス」といいます。)の提供を行うにあたって、当社が定めるべき事項は以下の通りです。

1. 本特約第 3 条第 2 号に定める本サービスの申込期限
2023 年 1 月 15 日まで
2. 本特約第 3 条第 3 号に定める当社の申込完了情報の確認期限
2023 年 2 月 19 日まで
3. 本特約第 6 条第 2 項に定める加算されたマイナポイントに誤りがあること、加算されるべきマイナポイントが加算されていないこと、または自己に加算されるべきマイナポイントが第三者に加算されていることを知った場合の申出期限
2023 年 2 月 19 日まで
4. 本サービスの申込方法
マイキープラットフォーム、ATM から必要事項を入力
5. 本特約第 5 条第 1 項第 6 号に掲げる事項は、以下の通りとします。
 - ・ 申請者の本サービスの申込が当社の定める申込期限を超過した場合
 - ・ 申請者にかかる申込完了情報の確認が、当社の定める確認期限を超過した場合
 - ・ 申請者の加算されたマイナポイントに誤りがある等の場合の申出が、当社の定める申出期限を超過した場合
 - ・ 再加算不可の場合
6. 本サービス申込後に対象会員のルビットカード再発行の場合
 - ・ 対象会員は、マイキーID を設定し、Lu Vit 電子マネーを選択して本サービスを申し込んだ後、当該ルビットカードを故障交換、紛失・盗難等により再発行した場合、ルビットカード会員規約の定めに従ってください。ルビットカードの再発行についてマイキープラットフォームでの手続き等はありません。
 - ・ ただし、マイナンバーカードやマイキーID、パスワードの盗難・紛失等については、別途国の定めに従ってください。
7. 本特約第 6 条第 2 項および第 16 条に定める問合せ先
 - ・ 2023 年 1 月 31 日まで Lu Vit カードマイナポイント特設デスク
(0570-035-003、無休・午前 9 時～午後 10 時)
 - ・ 2023 年 2 月 1 日以降 Lu Vit カードお問合せデスク
(0570-025-862、無休・午前 9 時～午後 10 時)

マイナポイント(健康保険証)事業にかかる特約